第六章中第三十二条の三を第三十二条の四とし、第三十二条の二を第三十二条の三とし、第三十二条の次に次の一条を加える。

（事業者の責務）

第三十二条の二　事業者は、不当要求による被害を防止するために必要な第十四条第一項に規定する措置を講ずるよう努めるほか、その事業活動を通じて暴力団員に不当な利益を得させることがないよう努めなければならない。

第三十四条第一項中「同条第二項」を「同条第三項」に、「又は第三十条の五第一項」を「、第三十条の五第一項、第三十条の七第二項から第四項まで、第三十条の十第二項又は第三十条の十一第一項」に改め、同項ただし書中「若しくは第二十四条」を「、第二十四条、第三十条の六第一項前段若しくは第三十条の九」に改める。

第三十五条第一項中「又は第三十条の五第一項」を「、第三十条の五第一項、第三十条の七第二項、第三十条の十第二項又は第三十条の十一第一項」に改め、同条第四項中「及び第三十条の五第一項」を「、第三十条の五第一項、第三十条の七第二項及び第三十条の十一第一項」に改め、同条第九項第一号中「及び第三十条の五第一項」を「、第三十条の五第一項及び第三十条の十一第一項」に改め、同項第二号中「第十五条第一項」の下に「又は第三十条の十一第一項」を加える。

第三十六条第四項中「及び第四条」を「、第四条、第十五条の二第一項（同条第四項において準用する場合を含む。第三十九条第十一号において同じ。）及び第三十条の八第一項」に、「官公署」を「官庁、公共団体その他の者」に改める。

第三十九条第五号中「若しくは第二十七条」を「、第二十七条、第三十条の七第三項若しくは第三十条の十第二項」に改め、同条第七号中「若しくは第三十条の三」を「、第三十条の三、第三十条の七第一項若しくは第二項若しくは第三十条の十第一項」に、「又は」を「若しくは」に、「及び第三十条の五第一項」を「、第三十条の五第一項及び第三十条の十一第一項」に改め、「以外の仮の命令」の下に「又は第三十条の七第二項の規定による命令に係る第三十四条第一項の意見聴取」を、「当該命令」の下に「又は意見聴取」を加え、同条第十号中「第十五条第一項」の下に「若しくは第三十条の十一第一項」を加え、「同項」を「これら」に、「又は当該」を「又はこれらの」に改め、同条第十三号中「第三十二条の二第一項」を「第三十二条の三第一項」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第十二号を同条第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四　第三十条の七第四項の規定による命令又は当該命令に係る第三十四条第一項の意見聴取当該命令又は意見聴取に係る違反行為が行われた時における当該違反行為を行った者の主たる営業所（当該違反行為を行った者が営業を営む者の代理人、使用人その他の従業者である場合にあっては、その者が勤務する営業所）の所在地（これらの営業所がない場合にあっては、当該違反行為が行われた時における当該違反行為を行った者の住所地）を管轄する公安委員会

第三十九条中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一　第十五条の二第一項又は第三十条の八第一項の規定による指定　これらの規定による指定において定めようとする区域を管轄する公安委員会

第三十九条の二　この法律の規定による命令又は指示は、国家公安委員会規則で定める書類を送達して行う。ただし、第十一条第一項、第十二条第二項、第十二条の六第一項、第十八条第一項、第二十二条第一項、第二十六条第一項、第三十条、第三十条の三、第三十条の七第一項又は第三十条の十第一項の規定による命令については、緊急を要するため当該書類を送達するいとまがないときは、口頭ですることができる。

2　前項の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでない場合には、当該命令又は指示をする公安委員会は、その送達に代えて公示送達をすることができる。

3　公示送達は、送達すべき書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名及び公安委員会がその書類をいつでも送達を受けるべき者に交付する旨を当該公安委員会の掲示板に掲示して行う。

4　前項の場合において、掲示を始めた日から起算して二週間を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

第四十二条第一項中「並びに第十五条第一項」を「、第十五条第一項」に、「同条第三項及び第四項」を「同条第四項及び第五項」に改め、「規定する事務」の下に「並びに第三十条の十一第一項の規定に係る仮の命令に係る同条第三項及び第四項に規定する事務」を加え、同条第三項中「又は第三十条の三」を「、第三十条の三、第三十条の七第一項又は第三十条の十第一項」に改める。

第四十三条中「第四章」を「第四章の二」に改める。

第四十六条中「第十一条の規定による命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「一年」を「三年」に、「百万円」を「五百万円」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第十一条の規定による命令に違反した者

二　第十五条の三の規定による命令に違反した者

三　特定危険指定暴力団等の指定暴力団員で、第三十条の八第一項に規定する警戒区域において又は当該警戒区域における人の生活若しくは業務の遂行に関して、暴力的要求行為又は第三十条の二の規定に違反する行為をしたもの

第四十七条中「一年」を「三年」に、「又は五十万円」を「若しくは二百五十万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、同条第五号中「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条に次の二号を加える。

十六　第三十条の十の規定による命令に違反した者

十七　第三十条の十一第一項の規定による命令に違反した者

第五十条を削る。

第四十九条中「第十五条第五項」を「第十五条第六項、第十五条の二第七項又は第三十条の十一第五項」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条を第五十一条とする。

第四十八条中「第三十二条の二第七項の規定に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第三十条の七第四項の規定による命令に違反した者

二　第三十二条の三第七項の規定に違反した者

第四十八条を第五十条とし、第四十七条の次に次の二条を加える。

第四十八条　第三十条の七第一項から第三項までの規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十九条　第三十三条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

別表第十四号中「（昭和二十四年法律第百号）」を削り、同表第二十五号中「（昭和二十七年法律第百七十六号）」を削り、同表中第五十四号を第五十七号とし、第五十三号を第五十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十六　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）に規定する罪

別表中第五十二号を第五十四号とし、第四十八号から第五十一号までを二号ずつ繰り下げ、第四十七号を第四十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十九　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第八章に規定する罪

別表中第四十六号を第四十七号とし、第三十二号から第四十五号までを一号ずつ繰り下げ、第三十一号の次に次の一号を加える。

三十二　割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第五章に規定する罪